

# 裁判員制度の背景と課題

世代を超えて課題の克服へ  
定着させ、豊かな司法を

- ・ 一般社団法人「共同通信社」論説委員兼編集委員
- ・ 法務省「裁判員制度に関する検討会」委員
- ・ 元司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」「公的弁護制度検討会」委員

土屋 美明

# 裁判員制度の背景と課題

世代を超えて課題の克服へ  
定着させ、豊かな司法を

- ・一般社団法人「共同通信社」論説委員兼編集委員
- ・法務省「裁判員制度に関する検討会」委員
- ・元司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」「公的弁護制度検討会」委員

土屋 美明

## I. はじめに

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（「裁判員法」と略称）が2004年5月21日に成立、重大事件の刑事裁判に国民が参加する裁判員裁判が09年8月3日から始まった。裁判員法は附則第9条で「施行後3年を経過した場合においてこの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは」「所要の措置を講ずる」としており、12年は見直しの検討が可能な時期になる。竹崎博允最高裁判所長官は11年6月に開かれた高等裁判所長官や地方裁判所・家庭裁判所各所長らの会場で、裁判員裁判の現状について「2年間の経験という制限の下で」の感想だと前置きし、「おおむね順調」と評価した。これは法務省、日本弁護士連合会も含め司法関係者の共通した認識のようだ。懸念された国民の反応も、大きなトラブルはないせいか、概して好意的と言える。

しかし、この間に犯罪被害者団体などから「被害者保護の観点に立ち、性犯罪は対象事件から外すべきだ」という声上がるなど検討課題が浮上している。その中には、裁判員制度という国民の司法参加の在り方に固有の問題と見るよりは、捜査や公判などの分野に特有な問題も多い。ここでは混然一体となった論議は極力避け、裁判員制度に焦点を絞って創設の背景と開始後の実績、今後の課題を中心に、制度の在るべき姿を考えたい。

筆者は、政府の司法制度改革推進本部に設けられた「裁判員制度・刑事検討会」「公的弁護制度検討会」の委員として、非才ながら、制度設計の議論に加わり、現在も法務省の「裁判員制度に関する検討会」委員を務めている。この制度が司法にとっても、国民にとっても、望ましいものに違いないという強い思い入れがある。今後も、法曹関係者が中心になり、より良い国民参加の姿を模索して行ってほしいと願っている。

ただ、裁判員制度には、まだまだ流動的な要素が多い。裁判の現場では旧に復するかのような現象も見られる。制度の定着には、親から子へ

と何世代にも及ぶ長い時間が必要だ。短兵急に結論を下すことは避け、根気強く課題の克服に取り組むことによって刑事司法の豊かな未来を切り開き、後の世代の厳しい評価にも堪えられるようにしていきたい。

## Ⅱ. 立法の背景

### 1. 司法制度改革審議会

#### (1) 構想の芽生え

司法改革が始まった1990年代は、敗戦直後に続く2回目の「大立法時代」と呼ばれる。91年にバブル経済が崩壊し、金融機関等の破綻処理、構造改革に向けたうねりが高まりを見せた。93年には、いわゆる「55年体制」が崩壊。その流れの中で司法制度も抜本的な見直しが進み、法曹の質と量を高める目的で法科大学院が誕生した。また、資力の乏しい被疑者・被告人の国選弁護士関係事務などを担当する「日本司法支援センター」（「法テラス」と略記）の創設が総合法律支援法として具体化するなどした。

司法改革は財界の意向とする見方がある。確かに94年6月、経済同友会が「現代日本社会の病理と処方」を公表して「司法改革推進審議会（仮称）」の設置を求め、98年5月には経済団体連合会が、司法のインフラ整備を進める「司法制度改革についての意見」を発表するなどした。しかし、そこで問題視されたのは国際的対応力などを欠いた民事裁判の状況と、広範なニーズに応じられない弁護士の少なさ、質の低さだった。改革の主眼は民事司法と弁護士制度に向けられ、刑事司法はそれほど重視されていなかったと言っても良い<sup>1</sup>。

米国の圧力という「黒船来航」に原因を求める意見も聞かれる。米国が2000年6月、規制緩和を求める文書<sup>2</sup>を日本政府へ提出した事実はある。しかし、これが決定的な力を持ったとはいえない。司法改革は、米国の見解に左右されるほど単純な話ではなかった。

その後、小泉純一郎首相の下、「小泉改革」が進み、司法改革の実現

表 1 「裁判員制度関係年表」

| 年月日        | 事項  |
|------------|---|
| 1990 5 25  | 日本弁護士連合会が定期総会で第 1 回「司法改革に関する宣言」採択                           |
| 1994 6 30  | 経済同友会が「現代日本社会の病理と処方」を公表                                     |
| 1998 5 19  | 経済団体連合会が「司法制度改革についての意見」を発表                                  |
| 6 16       | 自由民主党司法制度特別調査会が「21世紀の司法の確かな指針」を公表                           |
| 1999 6 2   | 司法制度改革審議会設置法が成立   |
| 2000 6 9   | 米国が規制緩和を求める「司法制度改革審議会に対する米国政府の意見表明」                         |
| 2001 6 12  | 司法制度改革審議会が裁判員制度の導入を盛り込んだ意見書を首相に提出                           |
| 12 1       | 司法制度改革推進本部を設置（04年11月30日まで）                                  |
| 2004 3 2   | 政府が「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」（裁判員法案）を国会へ提出                       |
| 4 23       | 衆議院が全会一致で裁判員法案を可決   |
| 5 21       | 参議院が裁判員法案を可決し、裁判員法が成立。刑事訴訟法等一部改正法も成立                        |
| 26         | 日本司法支援センター（法テラス）の設立などを定めた総合法律支援法が成立                         |
| 2005 4 1   | 犯罪被害者等基本法施行   |
| 2006 4 10  | 日本司法支援センターが発足   |
| 7 1        | 東京地検が裁判員制度の対象事件に絞り被疑者取調の録音・録画を試行                            |
| 10 2       | 資力が乏しい起訴前の被疑者に国費で弁護士を付ける被疑者国選弁護制度始まる                        |
| 2007 5 22  | 複数の事件で起訴されたとき事件ごとに裁判員を選び「区分審理」を行って判決する「部分判決制度」を加えた改正裁判員法が成立 |
| 2008 1 16  | 日本新聞協会が「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を公表                            |
| 17         | 政府が裁判員の辞退事由を定めた政令を公布  |
| 3 27       | 国家公安委員会が「被疑者取調のための監督に関する規則」を制定                              |
| 4 1        | 最高検察庁がD V D録画の試行を60カ所の地方検察庁へ拡大                              |
| 3          | 最高検が「検察における取調適正確保方策」を公表                                     |
| 16         | 犯罪被害者にも国選弁護士をつける改正犯罪被害者保護法・総合法律支援法が成立                       |
| 2009 5 21  | 裁判員法施行。被疑者国選弁護制度の対象事件を拡大する改正刑事訴訟法施行                         |
| 8 3        | 東京地方裁判所で裁判員裁判 1 号事件の初公判（6日判決）                               |
| 2011 11 16 | 最高裁判所大法廷が裁判員制度を合憲とする判決                                      |

性も高まった。司法制度は戦後改革で実施された枠組みから踏み出せず、日本社会の政治的・経済的な成熟度にふさわしい役割を果たせなくなっていた。統治機構の矛盾から生じたさまざまな内部的な圧力も高まり、それに耐えきれなくなるのは時間の問題だったと見るべきだろう。

特に刑事司法の分野では、1980年代に続いた免田、財田川両事件など死刑囚の再審無罪判決を契機として司法への反省が強まっていた<sup>3</sup>。戦後施行された日本国憲法は基本的人権の保障を重視したが、捜査の実態は、被疑者・被告人の自白を重視する旧来の姿を色濃く残していた。「起訴便宜主義」の名の下に、検察官が広範な公訴提起権限を行使し、刑事司法を主導した。起訴事件の99%は有罪確定で終了し、公判も起訴の妥当性を確認する場にすぎない印象があった。80年代までの刑事司法は、自白の獲得を重く見る、実質的な「検察官司法」だったといえるだろう<sup>4</sup>。

こうした、捜査段階の供述調書など多くの証拠を詳細に検討し、事実関係を広く審理の対象とする方法は「精密司法」と批判され、それに代えて、争点や証拠を絞り、審理の対象を立証に不可欠な証拠に限る「核心司法」を目指すよう主張する意見が有力になってきた。従来のような、裁判官、検察官、弁護士ら専門家だけによる裁判が秘める欠陥が、鮮明な形でクローズアップされた。外圧がなくても、司法内部からの改革は必然的だった。

## (2) 意見書の提言

99年7月、司法制度改革審議会（「改革審」と略記）が内閣に設置されたが、当初、主に検討されたのは民事司法と弁護士制度の改革だった。裁判官、検察官の不祥事が問題化した審議後半に入ってから、ようやく刑事司法と法曹制度が真剣に取り上げられるようになった。2001年1月、第43回会議のヒアリングで松尾浩也・東京大学名誉教授が「仮に裁判員という言葉を使わせていただきます」とことわりながら日本独自の国民参加制度を提案した。松尾名誉教授は、事件ごとに無作為抽出で選ばれた市民が陪審員として有罪か無罪かを判断し、有罪ならば裁判官が刑を決める米国の「陪審制度」や、裁判官と市民が協働して審理から判決ま

で行うドイツ、フランスなどの「参審制度」の利点をそれぞれ取り入れ、制度設計をするというアイデアを示した。

01年6月、改革審が意見書を公表、「司法制度改革の三つの柱」を示した<sup>5</sup>。そのうち3本目の柱とされた「国民的基盤の確立」の項で「司法の中核をなす訴訟手続への新たな参加制度として、刑事訴訟事件の一部を対象に、広く一般の国民が、裁判官と共に、責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入する」（12頁）として、裁判員制度の創設が提案された。

## 2. 裁判員法の制定

01年11月、司法制度改革推進法が成立。政府は12月、内閣に「司法制度改革推進本部」（「推進本部」と略記）を設置、テーマごとに11の検討会を設けた。刑事司法については裁判員制度・刑事検討会と公的弁護制度検討会で制度づくりが進められた。

裁判員制度・刑事検討会で最後まで意見が集約しにくかったのは、裁判官と裁判員の数を何人にするかという「裁判体の構成」だった。与党では自由民主党のプロジェクトチームが「裁判官3人に裁判員4人」で取りまとめを行い、公明党は「裁判官2人に裁判員7人」で党議決定した。野党は民主党が「裁判官1人に裁判員10人」とする考え方を公表した。このあたりは、理想型を陪審制度とするか参審制度とするかで違ってくる。04年1月、与党プロジェクトチームは「裁判官3人に裁判員6人」の大合議体を原則とし、被告人が公訴事実を認めている場合には「裁判官1人に裁判員4人」の小合議体で審理してもよいとする取りまとめを行った。その結果は検討会へも報告され、推進本部の法案になった。

裁判員法案は衆議院では全会一致で可決。参議院では賛成180、反対2の圧倒的多数で可決され、成立した。戦後初めて、国民が刑事司法の主な担い手の1人として位置付けられるとともに、その役割を深く自覚して責任を果たしていくことが求められたといえる。これと同時に刑事訴訟法等一部改正法も成立。手続的に、刑事司法の中心はあくまでも公

判であるべきだとする「公判中心主義」の原則が強調されるようになった。

公的弁護制度検討会で最も悩ましかったのは、国選弁護を担う運営主体の独立性だった。公判で検察側と対峙するのが弁護人である以上、運営主体も、検察を傘下に置く法務省ではなく、政府からの独立性が高くなければならないという主張が日弁連から出された。しかし最終的には独立行政法人にならぬ、国の補助金を受けて運営する新組織をつくり、役員には検察官や高級官僚の天下りを認めないことなどで独立性を確保することになった。

### Ⅲ. 裁判員法の施行

#### 1. 施行の準備

日本でも陪審制度が戦前に行われた。しかし、陪審裁判は、1923年（大正12年）に陪審法が成立した後、28年から43年にかけて実施された計484件の例しかない<sup>6</sup>。裁判員法には大正陪審法の失敗経験が生かされた。5年間の準備期間に模擬裁判が全国で多数行われ、最高裁や最高検察庁、日弁連などが訴訟手続の運用面などに工夫を加えていった。また最高裁の司法研修所では裁判官による司法研究が行われ、その成果が公刊された<sup>7</sup>。大正陪審法のような政府広報だけではなく、法曹関係者の努力が加わったことが円滑な実施を可能にした。

注目すべき準備作業の例としては司法研究報告書「裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方」（法曹会、2008年）がある。これまで刑事裁判は実体的真実を追求すべきであり、裁判官は徹底的に審理して真相の解明を図るのが職責だと考えられてきた。しかし、報告書は「裁判員制度の導入を契機として、このような裁判官の在り方自体が問われ、見直しが迫られている」とし、「自白調書の任意性、信用性を立証し、有罪を認定させるのは、立証責任を負う検察官の役割である。裁判官は、公判においては審理計画を実現するよう的確に訴訟指揮した上、

裁判員との評議において、公平中立な判断者に徹して円滑な合意形成を図ることが職責と考えるべきであろう」(83頁)と記述した。今後は検察官、弁護人の後見人と疑われるような、あからさまな手助けは控えるということであり、言い換えれば、刑事裁判の主導権を検察官から裁判官へ取り戻す試みともいえる。

最高検は2009年2月、「裁判員裁判における検察の基本方針」を公表、裁判員裁判での検察官の主張・立証は①分かりやすいもの②迅速なもの③事案の本質を浮き彫りにする的確なもの—でなければならないとした。検察官の研修が進められ、証人尋問の練習を1人ずつDVDに記録して教官の批評を受けるなど弁論技術の研鑽などに努めた。

日弁連も、弁護技術を磨く東京での特別研修会のほか、各地で研修会を開き、取り組みを強化している。実際の法廷にその経験が活かされてきていると言えるだろう。

## 2. 慎重な実施

裁判員裁判が「順調」と評価される理由の1つは、被告人が罪を認めた自白事件から始めたことにある。内容が複雑で、審理も困難が予想される事件や、被告人が否認していて長期化が予想される事件、死刑対象事件などの判決は、約1年が経過したころからになった。慎重な滑り出しが国民の好意的な受け止め方につながったともいえるかもしれない。

ただ、弁護士らからは「検察は裁判員裁判を避けるため“罪名落とし”をしている」とする批判もあった。本来ならば強盗致傷罪で起訴するところを、裁判員裁判の対象外の窃盗罪と傷害罪で起訴し、裁判官だけの裁判(裁判官裁判)に持っていく例などが目立ったという。検察幹部は「意図的にすることはない」と説明したが、裁判員裁判にしてトラブルを起こすより、裁判官裁判の方が良いと判断したのではないかという見方があった。

### 3. メディアの動き

新聞、テレビなどのメディアにも、裁判官・裁判員に予断を与えて誤判、冤罪を招かないよう、事件・事故・裁判の報道を見直す取り組みが広がった。裁判員法の立法過程で国会、政府などにメディア規制の動きが出たが、日本新聞協会は08年1月、「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」を公表、「公正な裁判と報道の自由の調和」を図る立場から①捜査段階の供述の報道にあたっては内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する②被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィールは当該事件の本質や背景を理解するうえで必要な範囲内で報じる③識者のコメントや分析は被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する一と表明した。

これに基づき、報道各社はそれぞれガイドラインを定め、自主的な報道に努めている<sup>8</sup>。しかし、12年1月、奈良地裁で新聞社の記者が公判中の裁判員に感想を聞き、裁判員法の接触禁止規定に違反するとして地裁から抗議を受ける事態が起きた。公正な裁判を妨げることがないように、メディアはさらに報道指針を徹底させていかなければならない。

## IV. 裁判員裁判の現状

### 1. 実施後の実績

#### (1) 高い出席率

11年7月まで2年余の裁判員裁判の実績を一覧表にまとめた。このうち特に注目される点を指摘してみたい。

- a. 裁判員候補者の出席率 80%と極めて高く、予想以上の数字になった。職場や家庭などのさまざまな事情があるにもかかわらず、国民には裁判員の役割を忠実に果たそうとする意識が強いことがうかがわれ、判決を終えた後の感想も、良い経験だったとする人が多い<sup>9</sup>。
- b. 辞退 地裁で幅広く認められ、全候補者の54%にもなっている。選

表2 「裁判員裁判の状況（2009年5月～11年7月）」

|                  |        |       |                                    |                     |
|------------------|--------|-------|------------------------------------|---------------------|
| 裁判員<br>裁判の<br>件数 | 起訴人数   | 4002人 |                                    |                     |
|                  | 終了被告人数 | 2574人 | 有罪判決<br>無罪判決（一部無罪を含む）<br>公訴棄却、移送など | 2504人<br>12人<br>58人 |

|             |                  |                                      |         |                             |                            |
|-------------|------------------|--------------------------------------|---------|-----------------------------|----------------------------|
| 裁判員<br>選任手続 | a 選定された裁判員候補者    |                                      |         | 214826人                     |                            |
|             | b 呼び出されなかった候補者   |                                      |         | 56631人 22・5%                |                            |
|             | c 呼び出し状が送られた候補者  |                                      |         | 158195人 62・9%               |                            |
|             | d 呼び出しが取り消された候補者 |                                      |         | 58699人 23・3%                |                            |
|             | e 選任手続に出席した候補者   |                                      |         | 79909人 31・7%                |                            |
|             | 裁判員候補者の出席率       |                                      |         | e ÷ (c-d)                   | 80・3%                      |
|             | 辞退               | 辞退が認められた候補者                          |         | 117598人<br>(全候補者の54・7%)     |                            |
|             |                  | 主な理由                                 | 裁判員法16条 | 70歳以上、学生など                  | 41932人                     |
|             |                  |                                      |         | 事業の重要用務<br>疾病、傷害<br>家族の介護養育 | 28009人<br>17411人<br>11999人 |
|             |                  |                                      | 辞退政令    | 5号（遠隔地）<br>6号（精神上・経済上の不利益）  | 2552人<br>9227人             |
| 不選任         | 選任手続当日の不選任       |                                      |         | 59327人                      |                            |
|             | 主な理由             | くじなどによる不選任<br>理由なし不選任<br>辞退が認められた不選任 |         | 39431人<br>9904人<br>9741人    |                            |

|      |               |                        |        |       |
|------|---------------|------------------------|--------|-------|
| 公判   | 裁判員と<br>補充裁判員 | 裁判員                    | 14564人 |       |
|      |               | 補充裁判員                  | 5153人  |       |
|      | 平均職務従事日数      |                        | 4・5日   |       |
|      | 公判前整理<br>手続   | 期間                     | 平均     | 5・5カ月 |
|      |               |                        | 自白事件   | 4・7カ月 |
|      |               |                        | 否認事件   | 6・8カ月 |
|      | 公判手続          | 開廷日数                   | 平均     | 3・9回  |
|      |               |                        | 自白事件   | 3・5回  |
|      |               |                        | 否認事件   | 4・6回  |
|      |               | 審理期間<br>(起訴から<br>判決まで) | 平均     | 8・3カ月 |
| 自白事件 |               |                        | 7・2カ月  |       |
| 否認事件 |               |                        | 10・1カ月 |       |
| 評議時間 | 平均            | 521・6分                 |        |       |
|      | 自白事件          | 446・4分                 |        |       |
|      | 否認事件          | 652・4分                 |        |       |

(注) 法務省「第8回裁判員制度に関する検討会」(2011年12月13日) で配布された最高裁資料などから

任手続き当日の辞退も加えると、ほぼ6割に達する。嫌がる人に無理強いをしては良い裁判にはならず、制度としても破綻する。辞退を柔軟に運用しても、必要な数を確保できるなら十分だろう。

- c. 公判前整理手続 期間が平均ほぼ半年とやや長く、否認事件では7カ月近い。その間、被告人は身柄を拘束されていることが多く、もし無罪であれば、その不利益は取り返しがつかない。関係者が工夫し、短縮に努めてほしい<sup>10</sup>。
- d. 裁判員の平均職務従事期間 これも4・5日と、やや長い。取り調べる証拠と証人が必要以上に多いのではないか。証拠の厳選を忘れてはならない。

## (2) 判決傾向

裁判員裁判の判決は、裁判官裁判に比べ、性犯罪や傷害致死罪の刑が重いようだ。また、全体的に執行猶予の判決が多く、執行猶予の際、被告人を保護司らの監督下に置く保護観察を付ける判決の割合が高い。更生を重視する視点がうかがわれ、市民感覚を反映した量刑判断が見られるといえるだろう。被告側の控訴率も裁判官裁判より低い。

## 2. 最高裁大法廷の合憲判決

最高裁大法廷は11年11月16日、「憲法上、国民の司法参加がおよそ禁じられていると解釈すべき理由はない」と述べた上で、裁判員制度は「公平な裁判所における法と証拠に基づく適正な裁判が制度的に保障されている上、裁判官は刑事裁判の主な担い手とされているものと認められ、憲法が定める刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はない」として合憲とする初判断を示した。裁判員制度をめぐる立法段階から違憲論<sup>11</sup>と合憲論<sup>12</sup>の両方が主張されていた。日本国憲法には明記されていない国民の司法参加が、この判決によって法的な根拠を得た意味は大きい。憲法適合性をめぐる基本的な論争にも決着がつくのではないか。

この判決で注目すべきなのは最後に述べられた制度の在り方の部分だ。判決は裁判員制度を「国民の視点や感覚と法曹の専門性」が常に交

流して相互理解を深め、それぞれの長所を生かす刑事裁判を目指すものだとし、目的の達成には相当な期間が必要だが、その過程も「大きな意義」を持ち、「長期的な視点に立った努力の積み重ねによって、我が国の実情に最も適した国民の司法参加制度を実現していくことができる」と述べた。裁判員制度は今後の肉付けが重要だとする指摘と言えようか。

## V. 裁判員法の見直し

裁判員法が12年5月から見直し時期に入るのに備え、法務省は09年9月、「裁判員制度に関する検討会」を設置した。これまでに全委員が裁判員裁判を傍聴したほか、犯罪被害者団体や鑑定人の法医学者ら関係者からのヒアリングなどを実施。12年春からは、意見交換で指摘された問題点などを踏まえて論点の整理が行われ、本格的な検討に移る。

検討会座長の井上正仁・東京大学教授は11年3月の第5回検討会で「制度設計のとき、かなり突っ込んで議論した論点も挙がっており、同じ議論をもう一度繰り返すのは建設的ではない」と発言した。確かに、現行法の基本的枠組みを前提として最高裁の合憲判決が言い渡されたことなどを考えると、裁判員制度の骨組みを土台から変えてしまう改正論議にまで踏み込むのは妥当ではない。しばらくは「慣らし運転」を続け、スタート時の仕組みが将来も安定的に機能していくようにすることを、まず、重視すべきだろう。

裁判員裁判の問題点として指摘されている内容を見ると、かなりの部分が、例えば死刑制度の是非といった立法政策の問題であったり、公判審理など裁判の運用面の改善問題であったりする。裁判員法の見直しと言いながら、実は刑事訴訟法の改正問題であったりする内容もある。それらをすべて見直していけばきりが無い。

ただ、裁判員制度に対しては、「裁判する側の権力的な立場や発想で作られ」、裁判される側（被告人）の人権を無視・軽視する「人権無視の制度」<sup>13</sup>だなどとする批判があることに留意しなければならない。こ

これらの指摘を十分に考慮し、懸念を払拭していく努力は欠かせない。単なる議論の蒸し返しは避けたいが、論点によっては2年間の運用実績を踏まえた上で、あえて再検討に踏み切ることも必要ではないかと考える。

## VI. 検討の課題

### 1. 裁判員関係

#### (1) 選任

選任手続き当日に不選任になった候補者総数は、選任された裁判員・補充裁判員の3倍を超える。各地裁・支部が安全を見込んで候補者を多く呼び出す気持ちは分かるものの、少し多過ぎの感がある。呼び出す人数を減らしてもよいのではないか<sup>14</sup>。また、国民が参加しやすいよう、裁判員法第100条（不利益取り扱いの禁止）に基づく裁判員らの「休暇」取得制度を企業などに求めていく必要がある。

#### (2) 守秘義務

裁判員法第108条2項は裁判員と補充裁判員が①職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く）②評議の秘密のうち各裁判官・裁判員の意見またはその多少の数③財産上の利益を得る目的で各人の意見やその多少の数を除く評議の秘密—を漏らすと「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処すると定めている。任務を終えた裁判員らにも罰則がある。しかし、裁判員らの秘密を守る義務（守秘義務）は再検討の余地があるのではないか。感想程度のことしか話すことを許されず、ほぼ全部が秘密とされる現状では、貴重な経験が外部に伝わらず、教訓として生かされない。

裁判員法可決の際、衆議院法務委員会は付帯決議で「守秘義務の範囲の明確化」と「分かりやすい立証の工夫」を求めた。個人的には、守秘義務の範囲は①裁判官と裁判員の個別意見の内容②評議で行われた採決の結果③評議の際に特に秘密にすることが合意された事項—という3つに限定するのが分かりやすく、妥当だと考える<sup>15</sup>。しかし、罰則を外して訓示規定にとどめたり、学術・研究目的などを例示して明確に除外し

たりする選択肢もあり、これらが実現すれば改善になるのではないか。

## 2. 公判準備

### (1) 対象事件

性犯罪や薬物事件を対象事件から外すよう求める意見が聞かれる。その一方、一般人が意見を述べやすいホワイトカラー犯罪、政治家の汚職、公務員犯罪などは加えるべきだとも主張される。しかし罪の種類によって対象事件を選ぶことは、罪種間の公平性を欠く恐れなどが絡み、疑問が残る。被害者の法廷証言をはじめ証拠調べの仕方に十分な配慮を加えるなど、運用上の工夫で乗り越えられる部分も大きいのではないか。

### (2) 被告人の希望

被告人が無罪を主張し、裁判員裁判を希望する場合は審理対象にすべきだとする意見もある。しかし被告人の主張の仕方によって裁判員裁判か裁判官裁判かが決まるのは、被告人に選択権を与えることにほかならず、刑事裁判の安定性を損ないかねない。共犯事件で分離裁判になった場合、被告人間で公平を欠くおそれも出てくる。

### (3) 公判前整理手続

検察側、弁護側とも証拠申請の量が増えている。ベスト・エヴィデンス（最良の証拠）による立証を徹底し、裁判員の負担を軽くすることに意を用い、厳選した証人調べを行ってほしい。検察官は、無罪にはならないよう保険をかけて詳細な立証を求めたがり、弁護人も有利な材料を提出したがる。裁判官は裁判官で、判決を書くときに検察官調書があると安心だから、手元に調書を置いておきたがるようだ。法曹三者の利害が一致し、悪く言えば「もたれ合い」と言われかねない状況が生まれていて、これではかつての「調書裁判」に逆戻りしかねない。

### (4) 証拠開示

争点の明確化<sup>16</sup>が重要で、弁護側は主張の明示に努めてほしい。キーポイントになるのは証拠開示だ。刑訴法改正で争点関連、主張関連の証拠を開示するよう相手方に求めることができるようになり、格段に証拠

開示が進んだといわれる。しかし、本来、訴追側の検察官が全面的に証拠開示をするのでなければ、弁護側は適切な弁護方針を決められないし、主張を明確化することもしにくいだらう。証拠開示の範囲を広げるよう、ルールに磨きをかけなければならない<sup>17</sup>。

### 3. 審理、判決、控訴

#### (1) 法廷

法廷で直接取り調べた証拠を基に有罪か無罪かを判断する「直接主義・口頭主義」の理念を徹底させる必要がある。最近では検察官調書の朗読が多く、5時間以上もかかった例が見られる。素人の裁判員が集中して聞いていられるのは30分程度が限度のような気がする。今のやり方は国民生活の現実から遠く、裁判員になじみにくい。検察官調書を安易に証拠採用せず、法廷での証人調べから判断することに徹してほしい。

#### (2) 鑑定

難しいのは鑑定だ。科学鑑定は重要性を増しているが、専門家以外には鑑定内容がなかなか理解しにくい。鑑定人の証言は裁判員に分かるよう最近、随分改善されたとはいえ、この方向を一層強化することに努めてほしい。特に、精神鑑定をめぐる複数の鑑定人の見解が分かる場合は、より細かな気配りが求められる。

#### (3) 評決

死刑判決は裁判員と裁判官の全員の意見が一致したときにだけ言い渡せることにすべきだという意見がある。しかし、全員一致に限定すると、死刑に納得しない人が1人でもいれば、その意見が決定的な意味を持つことになる。それが妥当なのだろうか。現状でも、裁判員の記者会見を聞く限り、死刑判決には十分慎重であることがうかがえ、実際には全員一致でなければ死刑は言い渡されていないのではないかとさえ思える。現在のような過半数での決定だと、例えば6人の裁判員のうち2人しか死刑に賛成していなくても裁判官3人全員が賛成ならば5対4で死刑になる可能性が理屈上はある。もし、それが心配ならば、死刑判決だけに

は3分の2以上の賛成（7人以上）が必要だとする特別多数決を導入しても死刑は回避できる。筆者は死刑制度を将来的には廃止すべきだと考えるが、全員一致を要件とする議論には難点が多いと思う。

被告人に不利な判決の場合、裁判官と裁判員それぞれの過半数の賛成を要件とすべきだという意見も聞かれる。しかし、裁判官と裁判員を別々に考えることは、両者の「協働」を求める裁判員制度の趣旨に反するのではないか。何が不利かも明確とはいえない。

#### （４）長期化

複雑な事件の裁判員裁判で長期化する傾向が目につくようになった。11年12月までの最長は大阪地裁の60日で、12年に入ると、さいたま地裁で裁判員の在任期間を100日とする審理も始まった。間接証拠を積み上げて判断する難しい審理は、ある程度の時間を要するのやむを得ないが、一般国民が参加する以上、長期化は避けなければならない。スウェーデンでは参加日数を20日間に限る案が検討された。韓国が試行中の「国民参与裁判」は原則1日で判決だ<sup>18</sup>。長期裁判に参加できる余裕のある人だけが裁判員をする制度にしたのでは、無作為抽出による選任という趣旨が崩れる恐れがある。

複数の事件が起訴された場合、対象事件を分け、それぞれ別の裁判員を選んで「区分審理」をし、最後に全体を見通した判決を言い渡す「部分判決」の制度が、長期化を避けるため、刑訴法改正で導入された。長期裁判の回避に向け、運用面にとどまらず、制度面でもさらに工夫を重ねたい。

#### （５）控訴審の在り方

控訴審は原審の判決に瑕疵があるかどうかを審査する「事後審」と考えられている。その一方、新たな証拠調べも認めており、「続審化」も指摘されている。裁判官の間では、第一審の裁判員裁判の結果を尊重すべきだとする立場と、第一審の誤りを点検して真実の解明に積極的に当たるべきだとする立場がある。こうした立場の違いが影響し、控訴審の判決では逆転無罪があったり、逆転有罪があったりした。

国民参加の制度を採用した以上、その結論である第一審の判決は極力尊重しなければならない。裁判員裁判で初の全面無罪判決となった覚醒剤密輸事件の上告審判決で最高裁第1小法廷は12年2月13日、裁判官だけで構成する控訴審の性格について「第1審判決を対象とし、これに事後的な審査を加えるべきもの」と位置付けた上で「控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験側等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である」と述べて第1審尊重を明確に打ち出し、東京高裁の逆転有罪判決を破棄した。この趣旨が今後の実務で徹底されることを望みたい。重大な事実誤認が疑われるときには、基本的に原審へ差し戻すのが適切だ。

## Ⅶ. 裁判員制度の周辺

### 1. 国選弁護制度

#### (1) 被疑者・被告人の国選

経済的理由などで私選弁護人を選任できない場合、国が公費で弁護人を付ける国選弁護制度は、その対象が起訴後の被告人だけとされていた。今回の司法改革により06年10月から、起訴前の被疑者にも拡大された。被疑者の場合は当初、重大事件に限られた（第1段階）が、09年5月からは「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮」に当たる比較的軽い事件へも広げられた（第2段階）。

段階的拡大の方法がとられたのは、刑事事件を引き受ける弁護士が少なかったからにほかならない。しかし、法科大学院の開校と日弁連の取り組み強化によって国選弁護人の契約弁護士が増え<sup>19</sup>、対応できるようになった。法テラスの集計では、10年度に被疑者国選の受案件数は7万917件、被告人国選は6万9634件を数え、被疑者国選は07年度の約10倍に激増した。担い手不足の不安は一応回避されたようだ。

国選弁護の報酬は改善されてきてはいるものの、まだ低いと弁護士から不満が聞かれる。手間と時間がかかる裁判員裁判の場合、報酬モデル

は徐々に引き上げられ、現在は①整理手続3回②公判3回一などの標準的想定の場合、約40万円とされている。適切な額にしていかなければならないが、一方で、法テラスへ報酬を水増し請求したとして詐欺罪に問われた弁護士もいる。しっかりと監視をしていくことも必要になった。

## (2) 国選付添人

法テラスが受理した少年事件の国選付添人件数は、ここ数年、500件前後と低いレベルで推移している。福岡の弁護士会が推進している全件付添とまではいなくても、将来的には増やすべきだ。少年事件も含めた国選弁護の態勢が整ってこそ刑事司法は健全な姿になるに違いない。

## 2. 犯罪被害者支援

2004年に公布された犯罪被害者等基本法を受け、被害者への支援は国だけでなく、地方自治体やNPO法人などによって強化されてきている。法的な支援はもとより、経済的な支援、カウンセリングをはじめ精神的な支援なども重要であり、各機関・団体が連携し、長期にわたる支援を根気強く続けていくことが欠かせない。

現状では、公判で被害者の立場から意見を述べる「被害者参加弁護士」の数がまだ少ないようだ。資力の乏しい被害者参加人のための国選弁護事務は法テラスの役割だが、国選被害者参加弁護士の契約がさらに増えるよう、取り組みを強めていきたい。

## 3. 裁判員制度と法テラス

裁判員制度にとって、法テラスが誕生した意味は大きい<sup>20</sup>。常勤弁護士（スタッフ弁護士）をはじめとする契約弁護士は、刑事弁護の経験を積み、その蓄積を生かして裁判員制度の理想像を追求してほしい。従来の日本の刑事司法にはほとんど例が見られなかった「刑事専門弁護士」が法テラスから多数育っていくことを期待したい。それには、意欲のある若手弁護士に対するしっかりした支援体制をつくる必要がある。先輩弁護士の指導、弁論技術の研修を強化するのはもちろん、事務職員らも

含めた応援システムも充実させたい。

## Ⅷ. 裁判員制度の将来像

### 1. 新しい捜査

今回の司法改革で手付かずに残された主な領域が、捜査と証拠に関係する刑訴法の部分だった。法務・検察当局や警察庁の抵抗が強かったためだ。しかし、再審無罪となった足利事件などが契機となり、法務省の「検察の在り方検討会議」は11年3月、「検察の再生に向けて」と題する提言で、検察の基本的使命・役割についての認識を検察官が高めることを強く求めた<sup>21</sup>。戦前からの「検察官司法」を転換させる契機となり得る内容ではないか。被疑者・被告人の身柄を長期間拘束して取り調べる「人質司法」の弊害は夙に指摘されてきた事柄であり、この機会に決別する覚悟が必要だ。現在10%台にとどまる被告人の保釈率も高めたい。

最高検に改革推進室が設置され、東京地検特捜部では取調べの全過程を含めた録音・録画（可視化）が始まった。捜査の部分にも改革の波が及んできたことは重要な動きであり、注視していきたい。法務省の勉強会は11年8月の取りまとめで、可視化の「中核的な目的」は自白の任意性をめぐる争いが生じた場合に「的確な判断を可能とすること」にあり、あくまで「必要性と現実性との間でバランスのとれた制度」とすることが必要だとした<sup>22</sup>。限定的な導入論だろうが、被疑者の人権保障、冤罪防止のためには可視化を全面的に導入するのが効果的だ<sup>23</sup>。

ただし、可視化が推進されると、これまで実体的真実の解明に重要な役割を担ってきた「取調べの機能」が制約される面がある。アメリカ流のおとり捜査や通信傍受、DNA型のデータベース化など新しい捜査手法の導入は早晚避けられない議論になるのではないか。司法取引、刑事免責、有罪答弁などによる供述証拠収集の是非も検討課題になるだろうが、これら新しい捜査の法制化を論じるだけの素地は出来上がってきていると思う<sup>24</sup>。人権を損なうことのないよう配慮しながら、真剣に取り

組む必要がある。

## 2. 新しい公判

最近、調書裁判の復活を懸念する声が聞かれる。取調調書の証拠能力を認めるときには録音・録画も添えることを義務付けるなど、証拠法にメスを入れることが必要ではないか<sup>25</sup>。裁判官の姿も、本来の「判断者」に徹する傾向がはっきりしてきた<sup>26</sup>。被告人を有罪だと判断したときに、どの程度の刑を言い渡すかの量刑判断でも、裁判員の目を意識した判断ルールの「透明化と合理化」の重要性が指摘されている<sup>27</sup>。

## 3. 裁判員裁判の未来

裁判員裁判の件数が積み重ねられ、徐々にだが、国民の目に見える刑事裁判に変わってきた。国民の司法参加は、実際に「公正な裁判」が行われているかどうかを国民自身が監視し、司法への民主的なコントロールを働かせる意味がある。それは民主主義の基本的な姿であり、その重責を果たすことが国民を市民として鍛え、質を高める。国民参加は特別なことではなく、当たり前と考えるような社会にしていきたい。それには、対象犯罪を軽い刑の事件にも広げ、できるだけ多数の国民が関与するようにしたい。在日外国人らも日本社会の構成員である以上、裁判員として参加を求めることを考えても良いのではないか。

裁判員が初公判に臨む前に、刑事手続きの全体の流れを把握してもらうような制度に改善したい。有罪判決を言い渡すと被告人がどのような処遇を受けるのかについて予備知識を持ってもらうため、矯正施設の見学などを導入することが考えられる。初日は午前中に選任手続、午後は刑務所見学などに充て、審理は2日目からとする案もあり得るだろう。このようになれば、裁判員がさらに責任感を持って量刑を決められる。

ドイツでも、スウェーデンでも、参審裁判を見学したときに聞かれた言葉が心に残る。「国民参加には10世紀以上の歴史があるが、それでも現在の制度が良いのか、議論をし、改善している」と言われたことだ。

日本でも「裁判員制度には不備が多い」と即断せず、時間をかけて最善を目指す試みを続けていきたい。(了)

[注]

- 1 鈴木良男「日本の司法 ここが問題」(1995年、東洋経済新報社)103頁。
- 2 「司法制度改革審議会に対する米国政府の意見表明」(2000年)。
- 3 平野龍一遺稿集「刑事法研究 最終巻」(有斐閣、2005年)所収の論文「国民の司法参加を語る」(1992年)143頁、「参審制の採用による『核心司法』を」(1999年)189頁。
- 4 デイビッド・ジョンソン「アメリカ人のみた日本の検察制度」(シュプリングer・フェアラク、2004年)329頁以下。
- 5 3本柱は①国民の期待に応える司法制度の構築(制度的基盤の整備)②司法制度を支える法曹の在り方(人的基盤の拡充)③国民的基盤の確立(国民の司法参加)。
- 6 最高裁事務総局「我が国で行われた陪審裁判」(最高裁、1995年)。陪審裁判が利用されなかった理由は利谷信義「戦後改革と国民の司法参加」(東京大学社会科学研究所戦後改革研究会「戦後改革 4 司法改革」東京大学出版会、1975年所収)に詳しい。
- 7 法律雑誌では今崎幸彦「裁判員裁判における複雑困難事件の審理」(判例タイムズ1221号)などの報告がある。
- 8 「取材と報道 改訂4版」(日本新聞協会、2009年)。メディアの現状については筆者が2011年6月8日、第6回裁判員制度に関する検討会で報告した。
- 9 「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書」(最高裁、2011年)8頁。
- 10 「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(概況編)」(最高裁、2011年)は、平均すると裁判員裁判が公判前整理手続5・5カ月、審理期間8・3カ月だったのに対し裁判官裁判は公判前整理手続3・4カ月、審理期間7・1カ月と短かったとしている(181頁)。
- 11 違憲論としては西野喜一「裁判員制度批判」(西神田編集室、2008年)などがある。
- 12 合憲論としては、岩波講座「憲法 4」(岩波書店、2007年)所収の土井真一「日本国憲法と国民の司法参加」などがある。
- 13 小田中聰樹「刑事訴訟法の変動と憲法的思考」(日本評論社、2006年)。

- 14 合田悦三「裁判員選任手続きを巡って」（原田國男判事退官記念論文集「新しい時代の刑事裁判」判例タイムズ社、2010年所収）は減員も考慮することがあり得るとしている。
- 15 拙著「裁判員制度と国民」（花伝社、2009年）193頁。
- 16 杉田宗久「公判前整理手続における『争点』の明確化について」（判例タイムズ1176号）。
- 17 田野尻猛「証拠開示に関する裁判例等について」（判例タイムズ1254号）は、これまでに蓄積された主な裁判例を紹介している。
- 18 井上正仁ら「韓国の国民参与裁判の実情」（ジュリスト1435号）。
- 19 「法テラス統計年報平成22年度版」（平成23年12月初版発行）等によると、06年に8427人だった契約弁護士は11年には1万9566人に達し、弁護士総数約3万人の6割を超えた。
- 20 寺井一弘「法テラスの誕生と未来」（日本評論社、2011年）。
- 21 「検察の再生に向けて」概要版は「検察官は『公益の代表者』として、有罪判決の獲得のみを目的とすることなく、公正な裁判の実現に努めなければならない」（1頁）とする
- 22 法務省「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」53、54頁。
- 23 指宿信「被疑者取調べと録画制度」（商事法務、2010年）。
- 24 田口守一「新しい捜査・公判のあり方」（ジュリスト1429号）69頁。
- 25 瀏野貴生「刑事司法改革の理念と捜査の構造」（法律時報83巻2号）46頁。
- 26 木谷明「刑事裁判の心」（法律文化社、2004年）59頁など。
- 27 原田國男「量刑判断の実際 第3版」（立花書房、2008年）354頁。